

令和6年 第4回

福岡市城南区選挙管理委員会
令和6年4月19日(金)
午前10時00分から

1 議 題

(1) 選挙人名簿から抹消する者について

(議案第8号)

2 そ の 他

(1) 次回以降の委員会日程について (予定)

令和6年5月20日(月) 午前10時00分から

令和6年6月3日(月) 午前10時00分から

本文中の略語表記について
法…公職選挙法
令…公職選挙法施行令

議題 (1)
議案第 8 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 6 年 4 月 19 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

- | | | |
|---|-----------|-----------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 308 人 |
| | 内訳 死亡者 | 173 人 |
| | 市外転出者 | 135 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和 6 年 4 月 19 日 |

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第 28 条の規定による。

○公職選挙法 (抜粋)

(登録の抹消)

第 28 条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第 3 号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

(1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

<※1>

(2) 前条第 1 項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後 4 箇月を経過するに至ったとき。

(3) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

<※1>法第 27 条 (要旨)

市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が選挙権を有しなくなったこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

(参 考)

抹消の基準日 令和6年4月1日

1 死亡者

令和6年3月31日までに区長から通知を受けた死亡者

2 市外へ転出後4箇月を経過した者

令和5年11月30日までに市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(人)

区 分	男	女	計
死亡者	93	80	173
転出者	65	70	135
計	158	150	308